

福 障 第 2 1 1 5 号

令 和 3 年 9 月 1 日

就労移行支援事業所
就労継続支援事業所
特定相談支援事業所 管理者様

寝屋川市福祉部障害福祉課長

就労移行支援及び就労継続支援を在宅において
利用する場合の取り扱いについて（通知）

日頃から、寝屋川市の障害福祉行政にご協力を賜り、また、今般の新型コロナウイルス感染症対策にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症を理由とした、在宅においてサービスを利用する場合の支援については、厚生労働省より令和2年3月9日付事務連絡「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援の取り扱いについて（第3報）」を受け、本市においても、就労移行支援事業、就労継続支援事業A型、B型（以下、「就労サービス」とする）」における在宅支援の内容について、一部緩和する対応を行って参りました。

今般、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定において、在宅でのサービス利用における支援（以下「在宅支援」という。）の要件等が見直され、同感染症への対応として臨時的に要件を緩和した取り扱いを常時の取り扱いとする旨が示され、それに伴い「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」（平成19年4月2日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知。以下「留意事項」という。）が改定されました。

つきましては、当該改定を受け、令和3年9月以降における寝屋川市の在宅支援の取り扱いを下記の通り定めましたので、通知いたします。

今後の寝屋川市における在宅支援については、本通知に基づき取り扱いいただきますようお願いいたします。

記

1 在宅就労支援の基本的な考え方

在宅就労支援は、新たな生活様式の定着を見据えた就労形態であり、利用者の障害特性を踏まえ、利用者からの希望があり、同意を得たうえで、その効果が認められる場合に行われるものである。

そのため、事業所においては、利用者の希望がない状態で一方的に在宅支援を行い、利用者への説明や同意が不十分なまま報酬請求を行うといったことのないよう留意すること。

また、報酬請求後であっても、不適切な報酬算定が認められた場合は、返還請求や行政処分（指定の取り消し等）の対象となるため、十分に留意すること。

2 在宅就労支援の対象者

在宅就労支援を希望する者であって、事業所によるアセスメントの結果、在宅就労支援による具体的効果が認められる者。

3 適用日

令和3年9月1日から適用とする。

4 事業所における必要な対応

在宅就労支援を行う場合は、次の(1)から(6)の流れに沿って対応し、所定の様式にて記録を残すとともに、指定の期限までに寝屋川市へ報告を行うこと。

(1) 利用者からの申し出とアセスメント

ア 利用者から在宅支援を希望する申し出があった場合に、その希望理由を確認し、通常のアセスメントに加え、在宅就労を行うにあたり必要と考えられる利用者自身の自己管理能力等を確認するという観点から、「在宅支援における支援効果に関するチェックシート（様式1）」により、在宅就労を行う妥当性を判断するためのアセスメントを行うこと。

イ 希望理由とアセスメントの結果から、在宅就労を行うことが適

切かつ効果的であると判断した場合は、その具体的支援効果を記録すること。

(2) 利用者の同意

ア 具体的な支援効果及び支援内容を利用者に提示し、その支援を受けることに同意した場合は、「在宅就労における同意書(様式2)」を利用者と交わすこと。

イ 当該支援について、通常に通所による支援と同様、寝屋川市に請求を行うことや所得区分により利用者負担が発生する場合はその旨を説明すること。

ウ 個別支援計画に、在宅就労による支援目標や具体的な支援内容等を明記すること。

(3) 事前報告

ア 上記(1)及び(2)を経て、当該利用者に対し在宅就労支援を開始する際は、事前に「在宅就労支援対象者リスト(様式3)」を障害福祉課へ郵送にて提出すること。

イ 在宅就労支援を開始又は終了する利用者が発生した都度、その内容を反映した最新版のリストを提出すること。

(4) 支援の提供と記録

ア 支援を行った日ごとに、「在宅支援における支援記録(様式4)」を作成すること。なお、様式4の使用に支障がある場合は、在宅就労支援であることを明確にしたうえ、同様の内容を含む形で、各事業所の様式により支援記録を作成することを可能とする。

イ 実績記録票については、通常に通所による支援と同様、在宅就労における支援時間帯を記入するが、電話等で確認した支援時間帯に誤りがないかを必ず対面時に双方で確認し、利用者が利用者確認欄に署名又は押印をすること。また、備考欄には、「在宅就労」と記載すること。

(5) 利用者との支援内容等の確認

1か月に1回以上、「在宅における達成度評価シート(様式5)」により1ヵ月の取り組みの達成度の評価と振り返りを行い、その内容について、利用者とは共有すること。なお、様式5の使用に支障がある

場合は、様式4同様、在宅就労支援であることを明確にしたうえで、同様の内容を含む形で、各事業所の様式により評価シートを作成することも可能とする。

(6) 実施報告

支援を行った月の翌月15日までに、「在宅就労支援実施一覧表（様式6）において、月ごとに対象者を一覧にまとめ、障害福祉課へ郵送等にて提出すること。

なお、上記(1)から(5)の対応がされていない場合や、記録内容が不十分であることが、実地指導、監査等において確認された場合は、返還請求や行政処分（指定取り消し等）の対象となるため、十分に留意すること。

5 在宅就労支援における報酬算定の要件

上記2の対象要件を満たす者であって、下記(1)から(7)の要件を全て満たし、かつ上記4の寝屋川市が求める書類を提出した場合は、報酬（体制加算等を含む）を算定することが可能。

- (1) 運営規定において、在宅で実施する訓練及び支援内容等を明記していること。
- (2) 在宅において作業を行うことができる環境が整えられたうえで、通常の通所による作業と同等程度であり、在宅での作業が適当と認められる作業メニューと、効果的な支援方法が確保されていること。
- (3) 1日に2回以上、電話やパソコン等のICT機器による連絡および必要な支援を行うこと。そのうち、作業開始時における開始時間と作業内容の確認、作業終了時における終了時間と成果内容の確認は必ず行うこと。
- (4) 1週間に1回以上、事業所職員による自宅への訪問又は利用者の通所により評価等を行い、その結果を記録として残すこと。なお、代替手段として電話やパソコン等のICT機器による評価も可能とするが、障害特性により困難な場合以外は、メール等の文字でのやり取りは不可とする。

- (5) 原則として、1か月に1回以上、利用者の通所による上記4(5)に示す達成度の評価を行うこと。なお、代替手段として、事業所職員の自宅への訪問による評価も可能とする。
 - ※ 利用者に在宅就労支援を開始した月は、支援期間が1ヵ月に満たないことが想定されるため、達成度評価が未実施であっても報酬算定を可能とする。
- (6) 事業所において、通常の通所による利用者への支援を行う人員体制に加え、在宅就労を行う利用者が作業等を行うにあたり、随時連絡が取れる体制を整備し、かつ、緊急対応が必要となった場合も、訪問等による対応が可能な人員体制を確保していること。
- (7) 上記以外についても、就労サービスにおける厚生労働省からの留意事項通知等の内容を確認し、その取扱いを遵守すること。

6 注意事項

- (1) 本取り扱いの対象者は、寝屋川市で支給決定を受けている利用者に限る。そのため、寝屋川市への提出書類についても、寝屋川市の利用者についてのみ記載すること。
- (2) 作成した記録の保存期間は、サービスを提供した日から5年間とする。
- (3) 在宅支援就労支援については、報酬算定上、通常の通所による支援と考え方は同じであり、在宅就労時に別の障害福祉サービスを同時に受けることは出来ない。
- (4) 在宅就労と通所を組み合わせることも可能だが、その日の利用者の体調や事業所の都合等により自由に変更するものではなく、事前に個別支援計画に位置付け、計画的に利用すること。
- (5) 将来的に一般就労への移行を見据えた支援を行う場合などにおいては、通所することも訓練の一環であることを踏まえ、アセスメント等において在宅就労の適否を慎重に判断すること。
- (6) 寝屋川市への提出が必要な書類は、上記4に示す様式3及び様式6であるが、その他の様式についても、寝屋川市が提出を求めた際はすぐに提出できるように整備すること。

- (7) 在宅就労対象者の受給者証更新の際に、区に提出する事業者意見書においては、在宅就労支援を行っていることやその具体的支援効果を明記すること。

7 旧通知に基づいた特例在宅支援を提供中の場合の注意事項

- (1) 適用日以降は、本通知の取り扱いに基づき対応すること。ただし、令和3年9月以前提供分の在宅就労支援については、旧通知に基づいた様式にて支援記録等を作成しても差し支えない。
- (2) すでに、在宅就労を行うにあたり必要なアセスメントを行い、また利用者に具体的支援効果を提示し、同意書を交わしたうえで実施している場合は、様式1及び様式2をあらためて整備する必要はないが、令和3年9月1日現在の在宅就労支援者を様式3にまとめ、令和3年9月中に提出すること。

8 添付資料

- ・在宅就労における支援効果に関するチェックシート（様式1）
- ・在宅就労における同意書（様式2）
- ・在宅就労支援対象者リスト（様式3）
- ・在宅就労における支援記録（様式4）
- ・在宅就労における達成度評価シート（様式5）
- ・在宅就労支援実施一覧表（様式6）
- ・「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」（平成19年4月2日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）
- ・就労系障害福祉サービスにおける在宅でのサービス利用にかかるガイドライン

〒572-8533
寝屋川市池田西町28番22号
市立保健福祉センター2階
寝屋川市福祉部 障害福祉課：須藤、辻、宇野
メール：syougai@city.neyagawa.osaka.jp
ダイヤル：072-812-2026
FAX：072-812-2118